

## 帰化申請や国籍取得等の相談をされる方へ

鳥取地方法務局における帰化申請，国籍取得や国籍離脱の届出は，申請又は届出をされる方の住所地を管轄する下記の法務局で取り扱っています。

また，相談は予約制となっておりますので，お越しになる際には，事前にお電話によるご予約をお願いします。

### 記

管轄法務局	住 所 地
鳥取地方法務局戸籍課 TEL：0857-22-2494 (注)	鳥取市，倉吉市 岩美郡岩美町 八頭郡八頭町，若桜町，智頭町 東伯郡湯梨浜町，三朝町，北栄町，琴浦町
鳥取地方法務局米子支局 総務課 TEL：0859-22-6161	米子市，境港市 西伯郡日吉津村，大山町，南部町，伯耆町 日野郡日野町，江府町，日南町

(注) 鳥取地方法務局倉吉支局管内に住所がある方（倉吉市，東伯郡湯梨浜町，三朝町，北栄町及び琴浦町）の帰化申請や国籍取得等の届出については，鳥取地方法務局戸籍課の管轄となります。